

一般社団法人日本私立看護系大学協会入会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会定款第6条及び第8条に基づき、本法人の入会について、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第2条 入会を希望する大学は、入会申込書を提出するものとする。ただし、複数の看護系の学部又は学科を有する大学については、各学部又は学科ごとに申込を要するものとし、学部又は学科ごとに会員校とみなす。

2 入会を希望する大学の学部又は学科は、入会の申込に際して、定款第5条第1項第1号に規定されている正会員となる者3名を届け出るものとする。

3 理事会において入会承認した時には、入会決定通知書により入会申込者に通知するものとする。

4 入会金及び会費を納付した日をもって入会日とする。

5 定款第7条第1項に規定する入会金については、大学1校ごとに納めるものとし、すでに入会している大学により新たに設置された学部又は学科が入会を希望した場合、また、すでに入会している大学が改組等により新たな大学として入会を希望する場合には、入会金は請求しないものとする。

6 定款第7条第2項に規定する会費については、本規程第2条第1項に定めた会員校ごとに納めるものとする。

(退会手続き)

第3条 退会しようとする大学は、所定の様式に理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 退会届は、退会しようとする前年度2月末までに提出しなければならない。これ以降に退会届が提出された場合、次年度会費は発生する。

3 年度途中での退会を認めることはできるが、会費の分割・返金を行わない。

(再入会)

第4条 退会した大学が、再入会を希望した場合は次のとおりとする。

(1) 退会してから10年以内の再入会の場合、入会金は請求しないものとする。

(2) 前号を超えて再入会の場合、入会金は20万円とする。

(3) 除名及び会費未納による退会の場合、入会金は20万円とする。

2 複数の看護系の学部又は学科を有する大学については、退会した学部又は学科が再入会を希望した際、すでに同大学の他の学部又は学科が入会している場合には、前項の規定にかかわらず、入会金は請求しないものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成29年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月15日から施行する。